

VI 各分野の動向について

1 就労支援について

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約937万人中、18歳～64歳の在宅者数約361万人

(内訳: 身体101万人、知的58万人、精神202万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約30.1% 就労系障害福祉サービスの利用が約30.2%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 4.3%(H28)
※就労移行支援からは25.1%(H28)

障害福祉サービス

・就労移行支援	約 3.2万人
・就労継続支援A型	約 6.6万人
・就労継続支援B型	約22.4万人
(平成29年3月)	

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9倍
3,293人/ H21	2.6倍
4,403人/ H22	3.4倍
5,675人/ H23	4.4倍
7,717人/ H24	6.0倍
10,001人/ H25	7.8倍
10,920人/ H26	8.5倍
11,928人/ H27	9.3倍
13,517人/ H28	10.5倍

企業等

雇用者数

約49.6万人

(平成29年6月1日)

*50人以上企業

ハローワークからの
紹介就職件数

93,229件

※A型: 21,607件

(平成28年度)

大学・専修学校への進学等

777人/年

12,844人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,434人)

特別支援学校

卒業生21,292人(平成29年3月卒)

就職

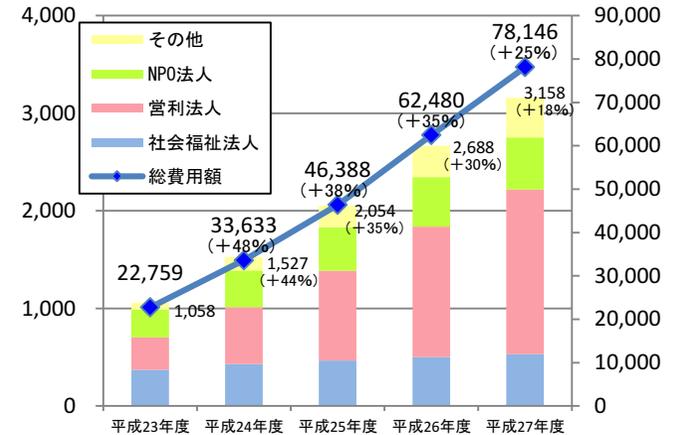
就職 6,411人/年

就労継続支援A型の見直しについて

1 現状・課題

- 就労継続支援A型については、利用者数、費用額、事業所数が毎年大きく増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と就労の質の向上が求められている。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



(出典) 国保連データ

2 これまでの対応

時期	対応内容
平成24年10月	○利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算(90%、75%)措置の創設(平成24年度報酬改定)
平成27年9月	○指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(課長通知) ① 暫定支給決定の適正な運用の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 (不適切な事例) ・収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成27年10月	○短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合(90%~30%)を強化(平成27年度報酬改定)
平成28年3月	○就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供の推進について(課長通知) ① 暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないよう都道府県の関与の依頼 ② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

1. 法施行規則の改正による対応【平成29年4月施行】

- 障害福祉計画と整合性のとれた新規指定(施行規則第34条の20の改正)
→障害福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等は、新規指定をしないことが可能。

2. 指定基準(運営基準)等の改正による対応【平成29年4月施行】

- 希望を踏まえた就労機会の提供の徹底(指定基準第191条(就労)に新たに規定)
指定就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画の作成を徹底。

○賃金の支払い

指定基準第192条(賃金及び工賃)に新たに、以下を規定し、就労の質の向上を推進。

- 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上。
- 賃金の支払は、原則、自立支援給付から支払うことは禁止。
→これら指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。

○運営規程の記載事項の追加

就労継続支援A型事業者における運営規程には、新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を規定。

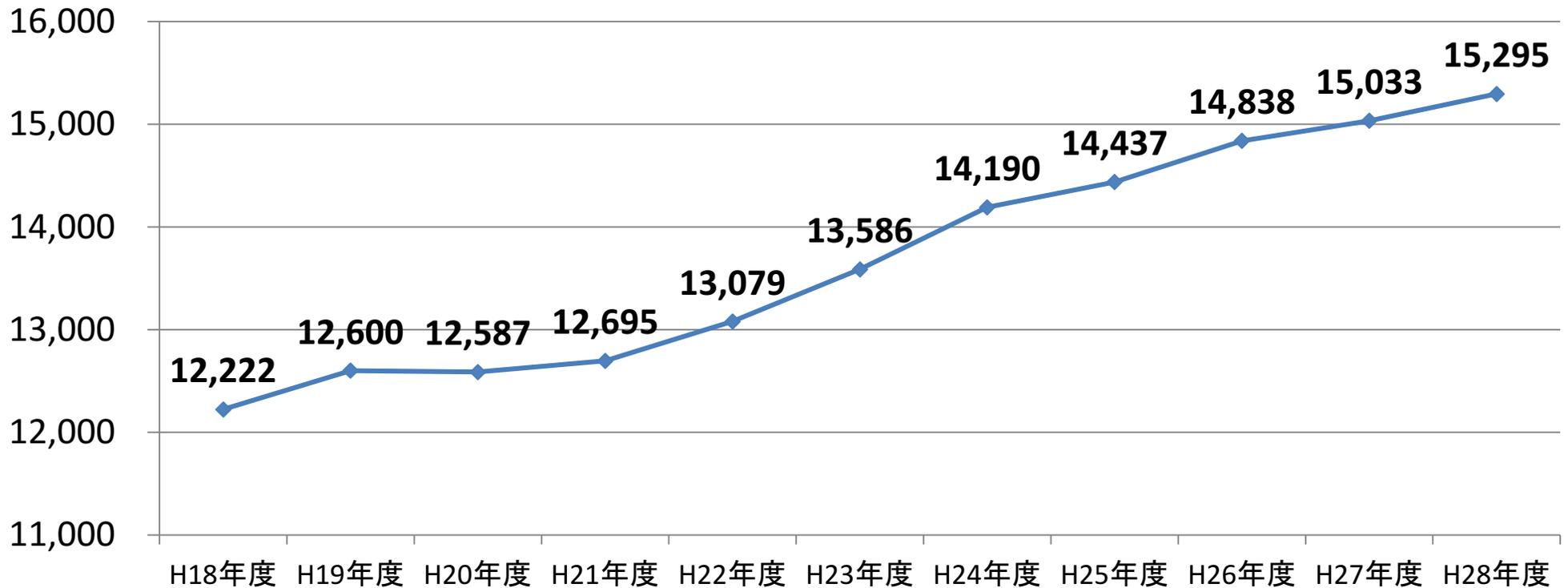
3. 課長通知による対応【平成29年4月～】

○情報公表の先行実施

就労継続支援A型事業所は先行して、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、「財務諸表」、「主な生産活動の内容」、「平均月額賃金」を自治体のホームページで公表、又は事業所のホームページでの公表を促すことを各都道府県等に依頼。

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から25.2%上昇している。



(※)平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表（都道府県の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供しよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

2 障害児支援について

放課後等デイサービスの見直しについて

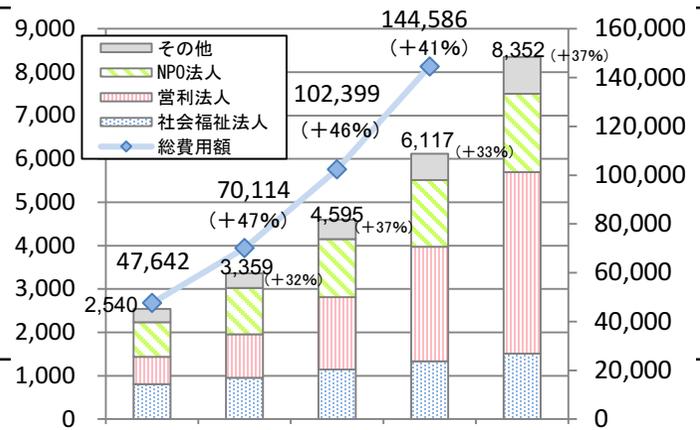
1 現状・課題

○ 放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。

○ 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



※国保連データより(事業所数は各年度4月)

2 これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知(H28.3.7障害福祉課長通知) ①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底(支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守) ②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること ③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化 ・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う ・支給量の目安(支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限)を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について(監査の強化等)(H28.6.20事務連絡) ・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等 ・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する

1. 指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

(1) 障害児支援等の経験者の配置

○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し(告示の改正)

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

○人員配置基準の見直し(基準省令の改正)

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者*に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

*2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

○運営基準の見直し(基準省令の改正)

➤ 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

➤ 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

2. その他の対応【平成29年4月～】

○情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容(タイムスケジュール等)、BS(貸借対照表)やPL(損益計算書)などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めること。都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置(職員の資格等)、財務諸表等の公表をすることを促すこと。

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ ガイドラインの趣旨

◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け
ガイドライン

児童発達支援管理責任者
向けガイドライン

従業者向け
ガイドライン

◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料3-2		
チェック項目	はい	どちらか いい/悪い	いいえ	特記事項
① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、スロープや手すりの設置などバリアフリー化が適切になされているか				
④ 子どもと保護者のニーズや課題を分析した上で、支援計画を作っているか				
⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑥ 放課後児童クラブや児童館との障害のない子どもと活動する機会があるか				
⑦ 支援の内容、利用者負担等に関する説明があったか				
⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と話し合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っているか				
⑨ 保護者に対して面談や育児相談等の支援を行っているか				
⑩ 父母の会の活動を支援したり、等を開催する等により保護者同士の交流を支援しているか				
⑪ 子どもや保護者からの苦情や相談の対応体制を整備するとともに、保護者から周知・説明し、苦情があっても適切に対応しているか				
⑫ 子どもの発達や課題を把握し、適切な支援や情報伝達のための配慮を行っているか				
⑬ 定期的に会報やホームページ概要や行事予定、連絡体制等に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか				
⑭ 個人情報に十分注意しているか				
⑮ 緊急時対応マニュアルや火災対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑯ 非常災害の発生に備え、救急、その他必要な訓練を行っているか				
⑰ 事業所の支援に満足しているか				

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料3-3		
チェック項目	はい	どちらか いい/悪い	いいえ	特記事項
① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか				改善目標、工夫している点など
② 職員配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参加しているか				
⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者の意向等を把握し、業務改善につなげているか				
⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑩ 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか				
⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか				
⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか				
⑭ 子どもや保護者の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか				
⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか				
⑰ 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか				
⑱ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか				

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」



- そのためのチェックリストが必要との意見
- ユーザー評価にも使えるように、との意見



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 保護者のアンケート調査結果のフィードバック

「児童発達支援ガイドライン」の概要

ガイドラインの策定

○ 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表。(平成29年7月24日付障発0724第1号)

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

障害児入所施設の移行に関する今後の方針

【障害保健福祉関係主管課長会議(平成30年3月14日)資料抜粋】

(4) 福祉型障害児入所施設における過齢児の地域移行等について

障害児入所施設の移行に関しては、昨年度の主管課長会議において、

【福祉型障害児入所施設】

福祉型障害児入所施設については、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を3年延長し、平成33年3月31日までとする。

【医療型障害児入所施設等】

平成26年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、「入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。」とお示したところである。

福祉型障害児入所施設の地域移行等については、障害児福祉計画において、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要があることや、特に障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要であることを盛り込んでいる。

厚生労働省では、各地方自治体に対して、都道府県と市町村の移行支援の体制や方法等の実態調査を行い、いくつかの自治体及び施設に対してヒアリング調査を行ったところであり、その事例を参考資料としてお示しするので、各地方自治体においては参考にされたい。

なお、移行予定状況等については、これまでどおり障害保健福祉関係主管課長会議において示していくが、各地方自治体においても引き続き、地域移行の促進をお願いする。

3 発達障害者支援について

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行
平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、
注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布・同年8月1日施行)

1. ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施

【関連条文】

第1条(切れ目のない支援、共生社会の実現に資することを追加)、第2条の2(基本理念の新設)、第3条(相談体制の整備、協力部局の例示に警察を追加)、第9条の2(情報の共有の促進を新設)、第19条の2(発達障害者支援地域協議会を新設)

2. 家族なども含めた、きめ細かな支援

家族なども含めた、きめ細かな支援を推進するため、教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援

【関連条文】

第5条(保護者への情報提供、助言を追加)、第8条(個別の教育支援計画の作成等を追加)、第10条(就労定着のための支援等を追加)、第11条(生活支援の視点として性別等追加)、第12条(権利利益の擁護に、いじめの防止等を追加)、第12条の2(司法手続における配慮を新設)、第13条(家族支援の内容に、家族が互いに支え合うための活動の支援等を追加)

3. 地域の身近な場所で受けられる支援

発達障害の支援について、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮

【関連条文】

第4条(国民の責務に、発達障害者の自立及び社会参加に協力することを追加)、第14条(当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をすることを追加)、第21条(普及、啓発の内容に個々の発達障害の特性を追加、方法として学校等の様々な場を通じて行うことを追加)、第23条(専門的知識を有する人材の確保等の対象に労働、捜査及び裁判に関する業務に従事する者を追加)

障害児等療育支援事業及び巡回支援専門員整備について

- 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等に通う児童の中でより専門的な支援が必要な子どもを適切に支援するためには、療育の専門家が保育所等を巡回して、気になる子どもを適切な支援につなげることが必要。
- 「障害児等療育支援事業」や「巡回支援専門員整備」においては、療育の専門家が自宅又は保育所等の子どもやその親が集まる場所を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施。

◆障害児等療育支援事業

1. 概要

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域における療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市
(社会福祉法人等への委託可)

3. 事業の具体的内容

- 自宅訪問による療育指導
- 外来による専門的な療育相談、指導
- 障害児の通う保育所や放課後児童クラブ、児童発達支援事業所等の職員に対する専門職員派遣による療育技術の指導 等

4. 財源

都道府県等の一般財源(交付税措置)

◆巡回支援専門員整備

1. 概要

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

2. 実施主体

市町村
(社会福祉法人等への委託可)

3. 事業の具体的内容

- 親に対する助言・相談支援、ペアレントトレーニングの実施
- ペアレントメンターについての情報提供
- M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- 児童発達支援事業所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ 等

4. 財源

地域生活支援事業費補助金の対象(市町村任意事業)

発達障害者支援体制整備

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ペアレント・メンター・ペアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。(直接支援)
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進(間接支援)
- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
 - ※原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1) 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
 - 2) センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
 - 3) 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
- ※年2～3回程度開催

連携



研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成(家族の対応力向上)
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム
 - (当事者による助言)
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等



派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

- 1) 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2) 関係部署との連携体制の構築(例: 個別支援ファイルの活用・普及)



- 3) 早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング)の推進
 - ・人材確保／人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用



人材育成

事業実施

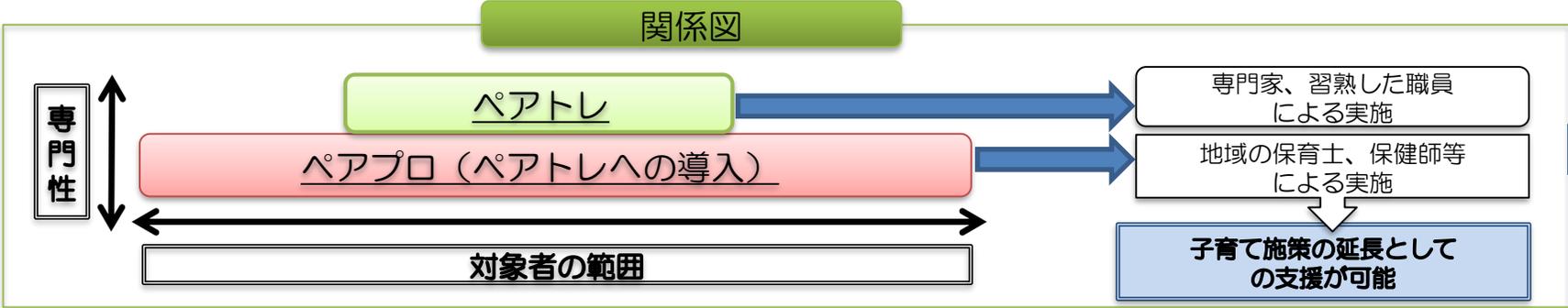
(都道府県地域生活支援事業)
発達障害者支援体制整備

(市町村地域生活支援事業)
巡回支援専門員整備

(都道府県地域生活支援事業)
発達障害者支援体制整備

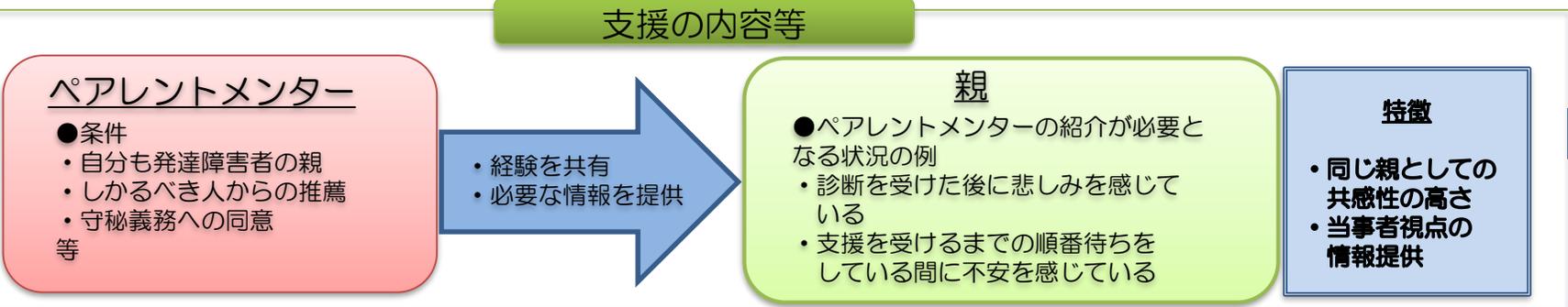
◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ・ペアレントトレーニング(ペアトレ)
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ・ペアレントプログラム(ペアプロ)
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



厚生労働省

補助

都道府県・指定都市
障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施

(平成28年4月現在のセンターの設置)
直接実施: 25力所
委託(社会福祉法人等): 63力所
※医療法人, 地方独立行政法人も可

発達障害者支援センター (67都道府県、政令市で設置)



(体制) 職員配置: 4名程度
・管理責任者
・相談支援担当職員
・発達支援担当職員
・就労支援担当職員

都道府県が別途配置する「発達障害者地域支援マネージャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移



- ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

支援

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関
障害児(者)地域療育等支援事業実施施設、児童発達支援センター、障害児入所施設、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

連携

- ④調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

⑦普及啓発・研修

地域住民、企業

発達障害児者及び家族等支援事業の創設

平成28年8月に施行された改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。家族への支援については、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について補助しているところであるが、新たに家族支援のためのメニューを創設し、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。

<事業イメージ>

平成29年度まで
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害者支援体制整備事業

①地域支援体制サポート

- ・市町村支援
- ・事業所等支援
- ・医療機関との連携

②家族支援体制整備

- ・ペアレントメンターの養成に必要な研修等
- ・ペアレントトレーニングの実施
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施等

平成30年度以降
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害児者及び家族支援体制整備事業

①ペアレントメンター養成等事業

②家族のスキル向上支援事業

③ピアサポート推進事業

④その他本人・家族支援事業

都道府県及び市町村で事業実施

平成30年度予算 1.3億円

①ペアレントメンター養成等事業



- ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ペアレントメンターの活動費の支援
- ペアレントメンター・コーディネーターの配置等

②家族のスキル向上支援事業



- 保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施等

③ピアサポート推進事業



- 同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- 集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

④その他の本人・家族支援事業



- 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施等

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業（新規）

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。

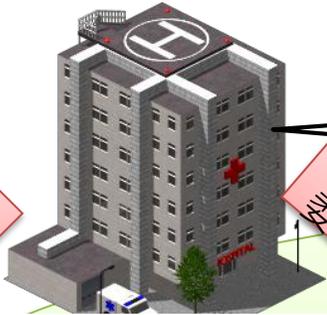
これを踏まえ、平成30年度予算において発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

平成30年度予算 1.0億円

<事業イメージ>



指定



地域の拠点となる
医療機関
(高度な専門性)

研修
委託可



拠点となる医療機関以外の専門性を有する病院 (ex.子ども、思春期、成人期等の分野)



- ①医療機関の研修実施のコーディネート
- ②医療機関同士の研修会実施
- ③当事者・家族に対して適切な医療機関の紹介

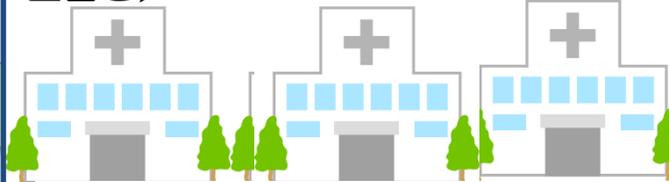
発達障害支援のコーディネーター



発達障害児者とその家族

実地研修
(診察へ
陪席)

地域の専門病院、診療所 (かかりつけ医含む)



※医療機関によっては、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修も併せて受講

診療・支援

相談

紹介
相談

(参考資料1)

障害福祉サービス等の概要

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価（平成30年4月）

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助（身体介護有り）
248単位（30分未満）～813単位（3時間未満）
3時間以降、30分を増す毎に81単位加算

家事援助中心
102単位（30分未満）～
267単位（1.5時間未満）
1.5時間以降、15分を増す毎に
34単位加算

通院等介助（身体介護なし）
102単位（30分未満）～
267単位（1.5時間未満）
1.5時間以降、30分を増す毎に
68単位加算

通院等乗降介助
1回98単位

■ 主な加算

特定事業所加算（5%、10%又は20%加算）
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算（90日間3回を限度として1回につき564単位加算）
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）
→ 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 19,915（国保連平成30年1月実績）

○ 利用者数 173,254（国保連平成30年1月実績）

重度訪問介護

○対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
→ 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
(一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。
※ 平成30年4月より、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等が追加

○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
 - ※ 重度障害者等包括支援対象者
 - ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型(筋ジス、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(Ⅱ類型(重症心身障害者を想定))
 - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型(強度行動障害を想定))
- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○報酬単価(平成30年4月～)

■基本報酬

184単位(1時間未満)～1,410単位(8時間未満) ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、
③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

→ サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○事業所数 7,415(国保連平成30年1月実績)

○利用者数 10,784(国保連平成30年1月実績)

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※ 外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、平成33年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす。)
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

184単位(30分未満)～610単位(3時間未満) 3時間以降、30分を増す毎に63単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算(25%加算)

→ 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価

区分3の者に提供したときの加算

(20%加算)
→ 障害支援区分3の者への支援を評価

区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算)

→ 障害支援区分4以上の者への支援を評価

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 6,281(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 24,611(国保連平成30年1月実績)

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
 - ・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
 - ・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
 - ・ 身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成33年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(平成33年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

254単位(30分未満)～2,514単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)
→ 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 1,636(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 10,144(国保連平成30年1月実績)

重度障害者等包括支援

○ 対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
→ 障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス(重度障害者等包括支援、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・相談支援専門員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 201単位(1時間未満)～2,401単位(12時間未満) ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定
- 短期入所 946単位/日 ○共同生活介護 997単位/日

■ 主な加算

- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| 特別地域加算(15%加算)
→ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価 | 喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→ 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価 | 短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(48単位加算) |
|---|---|---------------------------------|

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)

※ 看護職員を常勤で1人以上配置

- ・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)

※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能

- ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

■ 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

■ 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

■ 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる

■ 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費
(Ⅰ)～(Ⅳ)

→ 障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定

167単位～896単位

福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)

→ 看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者(児)に対し、支援を行う場合

367単位～1,096単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴う場合)

→ 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合

1,679単位～2,889単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)

(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合)
→ 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合

1,209単位～2,768単位

■ 主な加算

単独型加算(320単位)

→ 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所受入加算(福祉型180単位、医療型270単位)

→ 空床の確保や緊急時の受入れを行った場合

定員超過特例加算(50単位)

→ 緊急時に定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)

特別重度支援加算(120単位/388単位)

→ 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ 事業所数

4,591(うち福祉型:4,261 医療型:330)(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数

48,124(国保連平成30年1月実績)

療養介護

○ 対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1~2:1以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定(定員40人以下の場合)

- 療養介護サービス費
543単位(4:1)～ 943単位(2:1) ※ 経過措置利用者等については6:1を設定

※ 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設等に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者については、経過的なサービス費の適用有り

※ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

■ 主な加算

地域移行加算(500単位)

→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

○ 事業所数 251(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 20,252(国保連平成30年1月実績)

生活介護

○ 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
 - ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
- サービス管理責任者
 - 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※	未判定の者を含む
1,144単位	854単位	601単位	541単位	493単位	

■ 主な加算

人員配置体制加算(33～265単位)

→ 直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)

→ 連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)

→ 営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ 事業所数 9,972(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 275,941(国保連平成30年1月実績)

施設入所支援

○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
 - ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
 - ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
 - ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	455単位	384単位	309単位	233単位	169単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
 - 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
 - ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ②重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者に対する支援
 - (一)体制を整えた場合[7単位]
 - (二)夜間支援を行った場合[180単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
 - ・ 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位]
 - ・ 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位]
 - ・ 利用定員が61人以上の場合[39単位]

○ 事業所数 2,594(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 129,717(国保連平成30年1月実績)

自立訓練(機能訓練)

○ 対象者

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）
 - ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
 - ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
 - 看護職員(1人以上(1人は常勤))
 - 理学療法士又は作業療法士(1人以上)
 - 生活支援員(1人以上(1人は常勤))
- } 6:1以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

通所による訓練

利用定員20人以下	791単位	利用定員61～80人	644単位
“ 21～40人	707単位	“ 81人以上	607単位
“ 41～60人	672単位		

訪問による訓練

所要時間1時間未満の場合	248単位
所要時間1時間以上の場合	570単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算

- (Ⅰ) 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 48単位
- (Ⅱ) その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位

就労移行支援体制加算

- 自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合
- 利用定員20人以下 57単位 利用定員61～80人 10単位
- “ 21～40人 25単位 “ 81人以上 7単位
- “ 41～60人 14単位

○ 事業所数 182(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 2,297(国保連平成30年1月実績)

自立訓練(生活訓練)

○ 対象者

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）
 - ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
 - ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

通所による訓練

利用定員20人以下	744単位	利用定員61～80人	606単位
“ 21～40人	664単位	“ 81人以上	570単位
“ 41～60人	631単位		

訪問による訓練

所要時間1時間未満の場合	248単位
所要時間1時間以上の場合	570単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732単位

■ 主な加算

個別計画訓練支援加算

社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合
19単位

就労移行支援体制加算

自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合

利用定員20人以下	54単位	利用定員61～80人	9単位
“ 21～40人	24単位	“ 81人以上	7単位
“ 41～60人	13単位		

○ 事業所数 1,166(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 12,321(国保連平成30年1月実績) 36

宿泊型自立訓練

○ 対象者

- 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者（具体的には次のような例）
 - ① 特別支援学校を卒業した者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
 - ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

標準利用期間中の場合 268単位、 標準利用期間を超える場合 162単位

■ 主な加算

夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ) 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位
- (Ⅱ) 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 149単位～15単位
- (Ⅲ) 夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 236(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 3,462(国保連平成30年1月実績)

就労移行支援

○ 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 - ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 } 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価（平成30年4月より定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

基本報酬

<定員20人以下の場合>

主な加算

移行準備支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 41,100単位
⇒ Ⅰ:施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合
⇒ Ⅱ:施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合

就労支援関係研修修了加算 6単位
⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合
※ H30年～見直し

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15,10,6単位
⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加
⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



改定前	改定後	
基本報酬	就職後6月以上定着率	基本報酬
804単位	5割以上	1,089単位/日
	4割以上5割未満	935単位/日
	3割以上4割未満	807単位/日
	2割以上3割未満	686単位/日
	1割以上2割未満	564単位/日
	0割超1割未満	524単位/日
	0	500単位/日

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 3,400(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 33,460(国保連平成30年1月実績)

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

○ 報酬単価（平成30年4月より定員規模別、人員配置別に加え、平均労働時間が長いほど高い基本報酬）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位/日
	6時間以上7時間未満	603単位/日
	5時間以上6時間未満	594単位/日
	4時間以上5時間未満	586単位/日
	3時間以上4時間未満	498単位/日
	2時間以上3時間未満	410単位/日
	2時間未満	322単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15~70単位/日

- ※ 定員規模に応じた設定
- ※ 平成30年新設

就労移行支援体制加算(I),(II) 5~42単位/日

- ※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
- ※ H30~見直し

福祉専門職員配置等加算(I),(II),(III) 15、10、6単位

- ⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ※ H30~資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ III:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

- ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 3,761(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 68,665(国保連平成30年1月実績)

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価 (平成30年4月より定員規模別、人員配置別に加え、平均工賃月額が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位/日
	3万円以上4.5万円未満	621単位/日
	2.5万円以上3万円未満	609単位/日
	2万円以上2.5万円未満	597単位/日
	1万円以上2万円未満	586単位/日
	5千円以上1万円未満	571単位/日
	5千円未満	562単位/日

主な加算

就労移行支援体制加算 5~42単位/日
 ※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
 ※ H30~見直し

施設外就労加算 100単位/日
 ⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
 ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
 ⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 ※ H30~資格保有者に公認心理師を追加
 ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり
 (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 11,466(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 236,644(国保連平成30年1月実績)

新 就労定着支援

○ 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1
(常勤換算)

○ 報酬単価（利用者数規模別に加え、就労定着率（（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い基本報酬）

基本報酬

<利用者数20人以下の場合>

新設	
就労定着率	基本報酬
9割以上	3,200単位/月
8割以上9割未満	2,640単位/月
7割以上8割未満	2,120単位/月
5割以上7割未満	1,600単位/月
3割以上5割未満	1,360単位/月
1割以上3割未満	1,200単位/月
1割未満	1,040単位/月

主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月
⇒ 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合

特別地域加算 240単位/月
⇒ 中山間地域等の居住する利用者へ支援した場合

初期加算 900単位/月(1回限り)
⇒ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

企業連携等調整特別加算 240単位/月
⇒ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

就労定着実績体制加算 300単位/月
⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上念月未満の機関継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する



※ 上表以外に、利用者数に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上)

※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。

※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

○ 事業所数

—

○ 利用者数

—

新 自立生活援助

○ 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
 - ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※1)
 - ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めない(※2)ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
- ※1の例 ・ 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し 等)
 - ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合
- ※2の例 ・ 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・ 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
 - ・ 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
 - ・ その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

○ サービス内容

- 一定の期間(原則1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

自立生活援助サービス費(Ⅰ)

- (1) 地域生活支援員30:1未満で退所等から1年以内の場合 [1,547単位]
- (2) 地域生活支援員30:1以上で退所等から1年以内の場合 [1,083単位]

自立生活援助サービス費(Ⅱ)

- (1) 地域生活支援員30:1未満でⅠ以外の場合 [1,158単位]
- (2) 地域生活支援員30:1以上でⅠ以外の場合 [811単位]

■ 主な加算

初回加算

指定自立生活援助の利用を開始した月
500単位/月

同行支援加算

外出する利用者に同行して支援を行った場合
500単位/月

特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者に対して、支援を行った場合
230単位/月

○ 事業所数

—

○ 利用者数

—

共同生活援助(介護サービス包括型)

○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(4:1~6:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

○ 報酬単価(平成30年4月~)

■ 基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合 [661単位] ~ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合 [170単位]

■ 主な加算

夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ) 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位~54単位
- (Ⅱ) 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位~18単位
- (Ⅲ) 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

日中支援加算

- (Ⅰ) 高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ) 利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

重度障害者支援加算

区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するため従業者を加配するとともに、一部の従業者が一定の研修を修了した場合 360単位

医療連携体制加算(Ⅴ)

医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合 39単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 6,262(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 96,786(国保連平成30年1月実績)

① 新生活援助(日中サービス支援型)

○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上(3:1~5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ
2.5:1 ~ 9:1以上

○ 報酬単価(平成30年4月~)

■ 基本報酬

世話人3:1、障害支援区分6、日中支援を実施した場合 [1,098単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分1以下、日中活動サービス等を利用した場合 [277単位]

■ 主な加算

夜勤職員加配加算

基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合
149単位

日中支援加算(Ⅱ) ※ 障害支援区分2以下の利用者

利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合
270単位~135単位

重度障害者支援加算

区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するため従業者を加配するとともに、一部の従業者が一定の研修を修了した場合
360単位

看護職員配置加算

基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合
70単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合
300単位

強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合
300単位

○ 事業所数

—

○ 利用者数

—

共同生活援助(外部サービス利用型)

○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)
(4:1~6:1、10:1)
- ※ 介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○ 報酬単価 (平成30年4月~)

■ 基本報酬

世話人 4:1 [242単位] ~ 世話人10:1 [113単位]

※ 利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [95単位~]

■ 主な加算

夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ) 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位~54単位
- (Ⅱ) 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位~18単位
- (Ⅲ) 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

日中支援加算

- (Ⅰ) 高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ) 利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 1,459(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 16,818(国保連平成30年1月実績)

児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

■ 児童発達支援センター（利用定員に応じた単位を設定）

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 774～1,081単位
- ・ 難聴児 970～1,377単位
- ・ 重症心身障害児 919～1,325単位

■ 児童発達支援センター以外（利用定員に応じた単位を設定）

- ・ 重症心身障害児以外（主に未就学児を受け入れる事業所） 433～827単位
- ・ 重症心身障害児以外（主に未就学児以外を受け入れる事業所） 360～703単位
- ・ 重症心身障害児 833～2,088単位

■ 主な加算

児童指導員等加配加算（Ⅰ，Ⅱ）

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

（施設種別，利用定員，提供児童等に応じた単位を設定）

- ・ 理学療法士等 25～418単位
- ・ 児童指導員等 18～309単位
- ・ その他従業者（資格要件なし） 10～182単位

看護職員加配加算（Ⅰ～Ⅲ）

→ 医療的ケアを要する児童を一定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、看護職員を加配した場合に加算

（利用定員，加配人数に応じた単位を設定）

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 24～201単位（センター）、80～600単位（センター以外）
- ・ 難聴児 44～300単位（センター）
- ・ 重症心身障害児 80～200単位（センター）、133～800単位（センター以外）

○ 事業所数 5,631（国保連平成30年1月実績）

○ 利用者数 102,263（国保連平成30年1月実績）

医療型児童発達支援

○ 対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 看護師 1人以上
- 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

■ 医療型児童発達支援センター

- ・ 肢体不自由児 386単位
- ・ 重症心身障害児 498単位

■ 指定発達支援医療機関

- ・ 肢体不自由児 335単位
- ・ 重症心身障害児 447単位

■ 主な加算

保育職員加配加算(50単位)

→ 児童指導員又は保育士を1名加配した場合に加算。定員21人以上の事業所において2名以上配置した場合は+22単位。

・ 延長支援加算障害児(重症心身障害児以外の場合)(61～123単位)

・ 重症心身障害児の場合(128～256単位)
→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算

保育・教育等移行支援加算(500単位)

→ 障害児が地域において保育・教育を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等を通うことになった際に加算(1回を限度)

○ 事業所数 98(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 2,358(国保連平成30年1月実績)

放課後等デイサービス

○ 対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ■ 授業終了後(利用定員及び受入児童の状態等に応じた単位を設定) | ■ 休業日(利用定員及び受入児童の状態等に応じた単位を設定) |
| ・ 区分1(主として指標該当児) 324～ 656単位 | ・ 区分1(主として指標該当児) 410～ 787単位 |
| ・ 区分2(主として指標該当児以外) 297～ 609単位 | ・ 区分2(主として指標該当児) 374～ 726単位 |
| ・ 重症心身障害児 681～1,744単位 | ・ 重症心身障害児 804～2,024単位 |

■ 主な加算

児童指導員等加配加算(Ⅰ,Ⅱ)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

(施設報酬区分, 利用定員, 提供児童等に応じた単位を設定)

- ・ 理学療法士等 84～418単位
- ・ 児童指導員等 62～309単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 36～182単位

看護職員加配加算(Ⅰ～Ⅲ)

→ 医療的ケアを要する児童を一定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、看護職員を加配した場合に加算

(利用定員, 加配人数に応じた単位を設定)

- ・ 重症心身障害児以外 80～600単位
- ・ 重症心身障害児 133～800単位

○ 事業所数 11,621(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 175,309(国保連平成30年1月実績)

① 新 居宅訪問型児童発達支援

○ 対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○ サービス内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

988単位

■ 主な加算

訪問支援員特別加算(679単位)

→ 作業療法士や理学療法士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

通所施設移行支援加算(500単位)

→ 利用児童に対し、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に加算(1回を限度)

○ 事業所数

—

○ 利用者数

—

保育所等訪問支援

○ 対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

988単位

■ 主な加算

訪問支援員特別加算(679単位)

→ 作業療法士や理学療法士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

初回加算(200単位)

→ 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

○ 事業所数 573(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 3,547(国保連平成30年1月実績)

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4.3:1以上
 - ・ 主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
乳児又は幼児 4:1以上
少年 5:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

- 主として知的障害児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 444～891単位
- 主として自閉症児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 592～787単位
- 主として盲児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 435～830単位
- 主としてろうあ児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 434～826単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 702～747単位

■ 主な加算

児童指導員等加配加算

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の有資格者を加配した場合に加算

(利用定員、提供児童等に応じた単位を設定)

- ・ 理学療法士等 8～151単位
- ・ 児童指導員等 6～112単位

小規模グループケア加算(240単位)

→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算

福祉専門職員配置等加算(4～10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ 事業所数 186(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 1,596(国保連平成30年1月実績)

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
 - 乳児又は幼児 10:1以上
 - 少年 20:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

- 主として自閉症児を入所させる施設 349単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 317～ 417単位)
- 主として肢体不自由児を入所させる施設 173単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 158～ 204単位)
- 主として重症心身児を入所させる施設 909単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 820～1,095単位)

■ 主な加算

心理担当職員配置加算(26単位)

- 心理担当職員を配置している場合に加算。公認心理士を配置している場合は、さらに10単位を加算
- ※ 主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。

小規模グループケア加算(240単位)

- 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算

福祉専門職員配置等加算(4～10単位)

- ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ 事業所数 187(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 2,060(国保連平成30年1月実績)

計画相談支援

○ 対象者 (平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。)

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○ サービス内容

【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

- 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価 (基本報酬) (平成30年4月～)

サービス利用支援費 (Ⅰ) 1,458単位/月(1,611単位/月) (Ⅱ) 729単位/月(806単位/月)

継続サービス利用支援費 (Ⅰ) 1,207単位/月(1,310単位/月) (Ⅱ) 603単位/月(655単位/月)

注1) (Ⅰ)については、利用者が40未満の部分について算定。(Ⅱ)については、40以上の部分について算定

注2) 新単価については、施設入所等及び新サービス以外の利用者については平成31年度から適用。平成30年度中は括弧内の単価を適用

○ 主な加算 (平成30年4月～)

特定事業所加算((Ⅰ)500単位/月、(Ⅱ)400単位/月、(Ⅲ)300単位/月、(Ⅳ)150単位/月)

→ 手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供していることを評価

入院時情報連携加算((Ⅰ)200単位/月、(Ⅱ)100単位/月)、退院・退所加算(200単位/回)、居宅介護支援事業所等連携加算(100単位/月)、医療・保育・教育機関等連携加算(100単位/月)

→ 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価

初回加算(300単位/月)、サービス担当者会議実施加算(100単位/月)、サービス提供時モニタリング加算(100単位/月)

→ モニタリング時等において、サービス提供場面を確認する等、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価

行動障害支援体制加算(35単位/月)、要医療児者支援体制加算(35単位/月)、精神障害者支援体制加算(35単位/月)

→ 医療的ケアを必要とする障害児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価

○ 請求事業所数 7,682(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 117,871(国保連平成30年1月実績)

障害児相談支援

○ 対象者 (平成27年度からは障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。)

■ 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

○ サービス内容

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

- 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価 (基本報酬) (平成30年4月～)

障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,620単位/月 (Ⅱ) 811単位/月

継続障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,318単位/月 (Ⅱ) 659単位/月

注) (Ⅰ)については、利用者が40未満の部分について算定。(Ⅱ)については、40以上の部分について算定

○ 主な加算 (平成30年4月～)

特定事業所加算((Ⅰ)500単位/月、(Ⅱ)400単位/月、(Ⅲ)300単位/月、(Ⅳ)150単位/月)

→ 手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供していることを評価

入院時情報連携加算((Ⅰ)200単位/月、(Ⅱ)100単位/月)、退院・退所加算(200単位/回)、医療・保育・教育機関等連携加算(100単位/月)

→ 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価

初回加算(500単位/月)、サービス担当者会議実施加算(100単位/月)、サービス提供時モニタリング加算(100単位/月)

→ モニタリング時等において、サービス提供場面を確認する等、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価

行動障害支援体制加算(35単位/月)、要医療児者支援体制加算(35単位/月)、精神障害者支援体制加算(35単位/月)

→ 医療的ケアを必要とする障害児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価

○ 請求事業所数 4,000(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 33,547(国保連平成30年1月実績)⁵⁴

地域移行支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者
 - 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象
 - ※ 1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行に当たっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行に当たっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ※ 1人以上は相談支援専門員であること
- 管理者

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費 (Ⅰ)	3,044単位/月
地域移行支援サービス費 (Ⅱ)	2,336単位/月

(Ⅰ)の算定要件

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ② 前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。
- ③ 障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

■ 主な加算

初回加算	集中支援加算	退院・退所月加算	障害福祉サービスの体験利用加算	宿泊体験加算
地域移行支援の利用を開始した月に加算 500単位	月6日以上面接・同行による支援を行った場合 500単位	退院・退所する月に加算 2,700単位	障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位

○ 事業所数 324(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 589(国保連平成30年1月実績)

地域定着支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者
 - 居宅において単身で生活する障害者
 - 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外

○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ※ 1人以上は相談支援専門員であること
- 管理者

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	304単位／月(毎月算定)
	緊急時支援費(Ⅰ)	709単位／日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定)
	緊急時支援費(Ⅱ)	94単位／日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)

■ 主な加算

特別地域加算(15%加算) 中山間地域等に居住している者に対して支援した場合

○ 事業所数 512(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 3,046(国保連平成30年1月実績)

(参考資料2)

平成30年度 市町村 都道府県 地域生活支援事業一覽

平成30年度 市町村 地域生活支援事業

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発	
	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援	
	相談支援事業	障害者相談支援事業《交付税》	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助	
	成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施	
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣、又は遠隔手話通訳サービスの導入など	
	日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与	
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援	
	地域活動支援センター基幹的事業《交付税》	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与	
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化(職員加配等)		

任意事業	日常生活支援	
	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与
	訪問入浴サービス	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等
	日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保
	地域移行のための安心生活支援	24時間の連絡体制の整備など、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援
	巡回支援専門員整備	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設等における巡回支援
	相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	相談支援事業所等における退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。
	社会参加支援	
	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催
	芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成
	複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する
	自動車運転免許取得・改造助成<<交付税>>	運転免許の取得、自動車の改造に要する費用を助成
	就業・就労支援	
	盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与
	更生訓練費給付<<交付税>>	更生訓練費を支給することで社会復帰を促進
知的障害者職親委託	知的障害者を、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(職親)が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を実施	
障害支援区分認定等事務<<交付税>>	障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営に要する経費	
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実	

注)★・・・30年度追加事業

平成30年度 都道府県 地域生活支援事業

事業名		事業内容	
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に実施(指定都市も実施可)
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害(その関連障害も含む)者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等
		障害児等療育支援事業<<交付税>>	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活支援(指定都市・中核市も実施可)
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修(指定都市・中核市も実施可)
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修(指定都市・中核市も実施可)
		★失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者向け通訳・介助員の養成研修(指定都市・中核市も実施可)
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者及び要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣(指定都市・中核市も実施可)	
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整	
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業	①精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整、②アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援、③災害派遣精神科医療チーム体制の整備 ※①は指定都市、保健所設置市及び特別区も可能 ※③は指定都市も可能
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業		関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議し、地域生活支援の向上を図る(指定都市も実施可)	

注) ★・・・30年度追加事業

事業名		事業内容	
任意事業	サービス・ 相談支援者 指導者育成 事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員、市町村審査会、主治医研修
		相談支援従事者研修事業	相談支援従事者の養成研修
		サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修
		居宅介護従業者等養成研修事業	ホームヘルパーの養成研修
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	音声機能障害者発声訓練指導者養成の研修
		精神障害関係従事者養成研修事業	①精神科訪問看護従事者に対する研修、②アウトリーチ関係者に対する研修、③かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修 ※③は指定都市も可能
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業	障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成できるよう、平成27年度に開発されたモデル研修プログラム及びテキストを活用した研修を実施するための経費を補助(指定都市も実施可)
日常生活支援			
	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与	
	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練	ストマ用装具等に関する講習	
	音声機能障害者発声訓練	喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練	
	児童発達支援センター等の機能強化等	多障害や早期専門的な対応など地域における障害児支援等の拠点としての機能強化等(指定都市・中核市も実施可)	
	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進	罪を犯した障害者等の特性や支援方法に関する研修の実施等	
	医療型短期入所事業所開設支援	医療型短期入所事業所の開拓や新規開設事業所の職員に対する実地研修等(指定都市、中核市も実施可)	
	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業	障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うために、都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供等を通じて、地域生活を支援するための体制強化に必要な事務費等を補助	

任意事業	社会参加支援	
	手話通訳者設置	公的機関における手話通訳者の設置又は遠隔手話通訳サービスの導入
	字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障害者等への貸出
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
	点字による即時情報ネットワーク	日本盲人会連合が提供する情報を地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供
	障害者ITサポートセンター運営	障害者の情報通信技術の総合的なサービス提供拠点
	パソコンボランティア養成・派遣	パソコン機器等の使用に関する支援を行うボランティアを養成
	都道府県障害者社会参加推進センター運営	諸種の社会参加促進施策を実施、社会参加推進協議会の設置、障害者110番、相談窓口の設置等
	奉仕員養成研修	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成
	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催
	芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等
	サービス提供者情報提供等	障害者が都道府県間を移動する際、目的地において適切なサービスが受けられるよう情報提供
	地域における障害者自立支援機器の普及促進	障害者自立支援機器の普及、相談、関係機関とのネットワーク体制の構築を図るための支援拠点の立ち上げや機能強化(指定都市も実施可)
	視覚障害者用地域情報提供	視聴覚障害者情報提供施設を活用した地域生活情報の提供(サピエの活用)やICT機器の利用支援及び利用促進等(指定都市、中核市も実施可)
	企業CSR連携促進	関係者により構成されるプラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所等のニーズと企業におけるCSR活動とのマッチング、関係情報の共有・発信等を実施
就業・就労支援		
	盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与
	重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援)	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労を促進
	一般就労移行等促進	就労している障害者等に対して、勤務終了後に自主交流会の開催など、就労定着に資する支援の実施等
	障害者就業・生活支援センター体制強化等	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成
重度障害者に係る市町村特別支援	訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援	
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実	

平成30年度 地域生活支援促進事業

事業名	事業内容	実施主体
発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取り組みを行い、自治体の取り組みとして実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。	都道府県市町村
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県、政令市で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る(指定都市も実施可)	都道府県
発達障害者支援体制整備事業	都道府県等の支援体制の整備、家族支援体制の整備等(指定都市も実施可)	都道府県
★ 発達障害児者及び家族等支援事業	発達障害児者の家族同士の支援の推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児の家族に対するピアサポート等の支援を拡充	都道府県市町村
★ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	発達障害の専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、発達障害の診療・支援が可能な医療機関の確保	都道府県市町村
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助	都道府県市町村
障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施	都道府県
工賃向上計画支援事業	就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業を実施 また、農福連携による障害者の就農促進のため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣やマルシェ開催等の支援を実施	都道府県
就労移行等連携調整事業	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行の支援を実施	都道府県
障害者芸術・文化祭開催事業	文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助(各都道府県の持ち回りで開催)	都道府県
障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭に対する支援	都道府県
◎ 身体障害者補助犬育成促進事業	身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援	都道府県
医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	在宅で生活している重症心身障害児者等の医療的ケアを必要とする障害児者を支援するためのコーディネーター等の養成や地域における支援体制の整備(指定都市も実施可)	都道府県
強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)	強度行動障害を有する者等に対する支援を行う者への研修	都道府県
障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援	都道府県
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発	都道府県市町村

注)◎・・・地域生活支援事業からの移行、★・・・新規事業

事業名		事業内容	実施主体
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援(指定都市、中核市も実施可)	都道府県
	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援(指定都市、中核市も実施可)	都道府県
	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援(指定都市、中核市も実施可)	都道府県
	「心のバリアフリー」推進事業	管内市町村の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を実施	都道府県
	特別促進事業	上記以外の事業であって、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村の判断で実施する重要な事業について支援(厚生労働省に協議のうえ実施)	都道府県 市町村
★	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。	都道府県 指定都市 保健所設置市 特別区
★	重度訪問介護両者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。	市町村

注)★・・・新規事業

(参考資料3)

生活困窮者自立支援法について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
 - 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。
2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定
 - 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。
4. 費用
 - 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
 - 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
 - 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆ 自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

- ◆「住居確保給付金」の支給
- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

- ◆就労準備支援事業
- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

早期就労が見込まれる者

- ◆「中間的就労」の推進
- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成
- ◇ハローワークとの一体的支援
- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

- ◆一時生活支援事業
- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

- ◆家計相談支援事業
- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあっせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

- ◆学習等支援
- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

その他の支援

- ◇関係機関・他制度による支援
- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携

(平成27年3月27日 社会・援護局 地域福祉課長、障害保健福祉部 企画課長、障害福祉課長、精神・障害保健課長 連名通知)

生活困窮に陥る背景や要因

失業など就労に関する課題のほか、障害・疾病、DV・虐待を受けた経験、家族の保育や介護など、本人の心身の状況、生活歴、ライフステージにより様々であり、生活困窮者(世帯)は複合的な課題を抱えており、それぞれの施策では対応できない、制度の狭間の問題などが顕在化

生活困窮者自立支援制度では、世帯の抱える課題を包括的に支援

たとえば……

○生活に困窮している障害のある可能性が疑われる子供を持つ母子世帯の場合には、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と障害保健福祉施策の相談支援機関が相互に連携し、それぞれが必要な支援につなげることが重要。

- ・子供には、障害保健福祉施策の利用支援
- ・母親には、ハローワークとの一体的支援又は、就労準備支援事業、家計相談支援事業の活用 など

(生活困窮者自立支援制度)
自立相談支援機関(※)

支援調整会議

(生活困窮者の具体的な支援内容の検討等を行うための会議)

(障害保健福祉施策)
相談支援機関

・個別支援会議

相互間の連携

(※)福祉事務所設置自治体が直営
又は委託で設置

既存の体制や枠組みを活用することが効率的

加えて、障害者の就労支援を担ってきた法人が、その人材や利用者の特性を理解した就労支援のノウハウを活かして、生活困窮者の就労支援に積極的に参画(認定就労訓練事業)していくことが求められている。